

金沢市建築基準法施行規則の一部改正（案）の概要

1 定期報告制度の概要

デパートや病院など、不特定多数の人が利用する建築物等については、避難設備の不備や建築設備の作動不良により、大きな火災事故が発生するおそれがあります。こうした事故を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、建築基準法では、専門の技術者による建築物等の定期的な調査・検査及び金沢市などの特定行政庁への報告を義務づけています。

2 改正趣旨

平成25年に福岡市の診療所で発生した火災事故等を踏まえ、建築基準法第12条（定期報告制度）やこれに関連する条文及び建築基準法施行令（以下「政令」という。）が改正され、新たに安全上重要な建築物や設備等について全国一律に定期報告の対象とするとともに、これ以外の建築物や設備について、従前と同様に、地方の実情に応じて各特定行政庁が指定できることとなりました。これを受け、金沢市では、金沢市建築基準法施行規則を改正し、建築物の避難施設や防火設備等の適正な作動確認等の報告を求めることにより、火災事故の未然防止を図ることとします。

3 改正概要

① 定期報告対象建築物等及び報告間隔

	改正前	改正後
対象建築物※	法令で定められた一定の建築物・設備の中から金沢市が指定するもの	左記の金沢市が指定していた建築物・設備から、防火上重要なものとして政令で定めるものを除いたもの
報告間隔	毎年（共同住宅及び事務所等にあつては、3年）	3年

※ 具体的な対象建築物については、5を参照のこと。

② 防火設備について

定期報告対象建築物に設置されている随時閉鎖式の防火設備の報告間隔は、毎年とする。

③ エレベーター・エスカレーターについて

政令で追加された小荷物専用昇降機（フロアタイプ）の報告間隔は、エレベーター・エスカレーターと同様に、毎年とする。

4 施行日

平成28年6月1日（予定）

5 対象建築物の概要

用途	金沢市指定 改正前 $A+B$ → 改正後 A ※	改正後の政令指定 $B+C$
旅館・ホテル	用途面積500㎡超かつ地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの	① 3階以上の階の用途面積が100㎡を超えるもの ② 地階の用途面積が100㎡を超えるもの ③ 2階の用途面積が300㎡以上のもの
百貨店・物販店舗	① 用途面積500㎡超かつ地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの ② 用途面積が1,500㎡を超えるもの	① 3階以上の階の用途面積が100㎡を超えるもの ② 地階の用途面積が100㎡を超えるもの ③ 2階の用途面積が500㎡以上のもの
病院・診療所	用途面積500㎡超かつ地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの	① 3階以上の階の用途面積が100㎡を超えるもの ② 地階の用途面積が100㎡を超えるもの ③ 2階の用途面積が300㎡以上のもの
劇場・集会場	① 用途面積500㎡超かつ地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの ② 用途面積が1,000㎡を超えるもの	① 3階以上の階の用途面積が100㎡を超えるもの ② 客席の用途面積が200㎡以上のもの ③ 地階の用途面積が100㎡を超えるもの ④ 劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの
キャバレー・飲食店	用途面積500㎡超かつ地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの	① 3階以上の階の用途面積が100㎡を超えるもの ② 地階の用途面積が100㎡を超えるもの ③ 避難階を除く用途面積が3,000㎡以上のもの ④ 2階の用途面積が500㎡以上のもの
美術館・図書館	用途面積2,000㎡超かつ地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの	① 3階以上の階の用途面積が100㎡を超えるもの ② 用途面積が2,000㎡以上のもの
児童福祉施設・共同住宅	用途面積1,000㎡超かつ地階又は3階以上の階の用途面積が500㎡を超えるもの	① 3階以上の階の用途面積が100㎡を超えるもの ② 地階の用途面積が100㎡を超えるもの ③ 2階の用途面積が300㎡以上のもの
事務所等	延べ面積2,000㎡超かつ地階又は5階以上の階の用途面積が1,000㎡を超えるもの	—

※ 今回の規則改正により、規則で定める対象建築物は、従前の金沢市指定の対象建築物 ($A+B$) から、政令指定の対象建築物 ($B+C$) と重複する B を除くものとなります。

この結果、概念図のとおり、定期報告対象建築物 = (A 金沢市指定) + ($B+C$ 政令指定) となります。

概念図

